

Title	青森における陸軍軍人の外患陰謀事件：続続・明治法制史料雑纂(二)
Sub Title	The case of the army officer's conspiracy aiming at disturbances abroad which occurred in Aomori
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.2 (1967. 2) ,p.98- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670215-0098">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670215-0098</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

青森における陸軍軍人の外患陰謀事件

続続・明治法制史料雜纂(二)

手塚豊

いわゆる自由党大阪事件が発覚(明治十八年十一月)してから、同事件の被告大井憲太郎等の志をつがんとした青森在勤の陸軍下士官秋山銀次郎、石川庸次郎の二名が、同志募集の計画に着手したことが暴露し、軍法会議で処断された事件がある。ここで、これを青森事件と呼称したい。

青森事件の關係者が、自由党とどんなつながりがあったか明らかでないが、事件そのものは、当時頻発した自由党關係諸暴動事件の一つの余波であつたとみていい。にもかかわらず、「自由党史」をはじめこれまでの自由民権運動史の諸文献においては、青森事件は全く見落されているようである。本稿で、私は、これまでに知りえた資料——それは甚だ貧弱ではあるが——にもとづき、青森事件の概況を紹介したいと思う。

明治二十年十二月五日・中越新聞は、この事件に関して、次のよ

うに述べている。

青森營所在勤の下士官秋山銀次郎、石川庸次郎の両氏は、曩に大井憲太郎、小林樟雄等諸氏の囑事犯を企て、事成らずして空しく獄中の人となりしを遺憾のことに思ひ、密に其志業を継がんとのと苦心せしも、身は嚴肅なる軍規の下に在りて、自由に談話する事のならざれば、始終、忼々としてありしが、遂に耐忍し兼ねて、或る日、激文數十通を写して同志募集の計画を為せしに、事早くも発覚して直に捕縛せられ、陸軍軍法會議乃審問に附せられ、去る九月初旬、大阪事件の未だ落着せざるに先ち、秋山氏は輕禁錮七年に、石川氏は同六年に処分せられ、此程青森監獄所より宮城集治監へ護送されたりと云へり。聞く、秋山氏は千葉県にして常に着実なる議論をなし、同地方の人心を開発することに尽力せしが、余儀なき事情に迫まれ教導團に入り、遂に今回のこれに及びしなりと。又、此の事件は九月初旬に落着せしことなれ

ど、軍法會議に附せられしを以て、世人の知る処とならざりしなりと云ふ(句讀点)  
(手塚)。

この事件を報道した他の新聞は、私の知る限りにおいて、同年十一月二十九日・朝野新聞、同年十二月二日・大阪日報(6)があり、記事の内容は、いずれもほとんどちがわぬ。

また、兩名を收容した宮城集治監の文書をひきついで現在の宮城刑務所に保管されている「名籍早見簿」(7)には、次のような記録がのこっている。

明治廿九年九月二日刑 千葉県上総国市原郡鶴舞村百廿六番  
同年九月十八日徴集 地主族鹿太郎二男 秋山銀次郎  
輕禁獄七年 二十一年九月(8)

廿二年二月十九日大赦ニヨリ赦免セラル  
明治廿九年九月二日刑 千葉県上総国長柄郡上太田村十九番  
同年九月十八日徴集 地平民 石川庸次郎  
輕禁獄六年 二十二年三月

廿二年二月十九日大赦(9)ニヨリ赦免セラル  
この文書にみえている「九月二日刑」は、軍法會議の判決日を指し、「九月十八日徴集」は、集治監に收容されたという意味である。

また、この文書によつて、前掲新聞記事の「輕禁獄」は、「輕禁獄」の誤りであることが判明する。

しかし、なんとしても、前掲新聞報道と名籍早見簿以外には、事件関係の資料を見出しえないので、陰謀の動機、時期、具体的方法

さらに軍法會議の状況、適用法律など、くわしいことが全くわからないのは甚だ残念であるが、次に、前掲二資料を手がかりにして、多少とも事件の内容を掘りさげてみたい。

前掲新聞記事には、「激文數十通を写して同志募集の計画を為せし云々」とあるが、この「激文」というのは、大阪事件の際、山本憲が起草した「告朝鮮自主檄」を指すものと思われる。この檄文が世間一般に知られたのは、大阪事件を審理する大阪重罪裁判所の公判が開始された明治二十年五月二十五日以後のことであつた。例えば大阪朝日新聞は、同月二十六日の紙上(10)に、その全文を掲載したのである。とすると、青森事件の着手は、それ以後であつたとみなければならぬ。陸軍部内で同志をつのり、渡韓して金玉均、朴泳孝らの獨立党を援助し、日清韓三国の紛争に乗じて、わが内政の改革も達成できると確信して、陰謀に着手したものであろう。

次に、これらの行為が、陸軍刑法(明治一四年一月二八日)の何罪にふれたかが問題である。陸軍刑法は普通刑法(明治十五年刑法)とは異なり、内乱、外患を区別せず、それらすべてを「反乱罪」とした。反乱とは「内乱、外患ヲ論セス彼我相分レ所謂敵ナル者生スル」(11)事實をいつた。したがつて、渡韓して獨立党を援助する計画は、次の反乱罪の規定にふれる。

第五十条 軍人党ヲ結ヒ擅ニ兵器ヲ執リ反乱ヲ為ス者首魁教唆者及ヒ群衆ノ指揮ヲ為シ若クハ枢要ノ職務ニ従事スル者ハ死刑ニ処ス(以下略)

この「死刑」がどんな法律上の操作を経て「輕禁獄」にまで減刑

されたかを推測すれば、次の通りである。

まず青森事件の場合、「其陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者」として「二等ヲ減」せられる(陸軍刑法第六二条)。さらに普通刑法の酌量減輕の規定(明治十五年刑法第八九条第九〇条)は、陸軍刑法にも適用されたから(陸軍刑法第十四条)それにより「二等ヲ減」せられる。死刑から合せて四等減になるわけである。陸軍刑法第三八条は、反乱罪の加減について「死刑、無期流刑、有期流刑、重禁獄、輕禁獄」の順序を定めている。これにより死刑からの四等減は、輕禁獄に該当する。「禁獄ハ獄ニ入レ定役ニ服セス」「輕禁獄ハ六年以上八年以下(陸軍刑法第二四二条)であつた。秋山の輕禁獄七年、石川の同六年という量刑は、以上に述べたような法律上の操作にもとづき、軍法會議で宣告されたものと思われる。

なお、明治二十年四月以降は、軍法會議で処刑された者の内、輕重懲役および剝官を附加した禁錮に処せられた者は、当該軍法會議の所在する地方監獄に收容され費用は地方税負担)、また徒刑流刑禁獄の刑に処せられた者は、仮留監に押送される(費用は国庫負担)措置が採られていた(明治二十年三月十八日(内務省訓令第三十六号))。仮留監は、集治監に收容する者を、一時、拘禁する監獄であつた。当時、宮城には集治監と仮留監とが併置されていた。しかし、前掲新聞記事には、「青森監獄所より宮城集治監へ護送云々」とあり、また、前掲早見簿には、「九月十八日徵集」とあるから、秋山、石川兩名は、仮留監を経ないで、直接に集治監へ收容されたのであろう。

前掲新聞記事には、「青森營所在勤の下士官」とあるのみで、兩名の所屬部隊、あるいは機関名は明らかでない。当時の鎮台条例(明治十八

年五月十九日陸軍省連乙第五七号)によると、營所は旅団の置かれた地に設けられ、營所司令官は「其地所在ノ旅団長が兼ね、鎮台司令官ニ隸シ其師管内ノ事務ヲ区処した(同前・第一三三條・第一)。そして直屬機關として「會計部、病院、後備軍司令部、衛戍軍法會議、監獄署」があり、それぞれの「事務ヲ分掌」した(同前・第一四四條・第一)。すなわち、營所は衛戍機関であつて、旅団、聯隊等の部隊とは別系統のものである。前掲新聞記事の「營所」が、そうした軍政上の正確な意味に使われたのか、あるいは単に駐屯陸軍部隊、陸軍機関の総称——青森駐屯陸軍という意味——に使われたのか、その点は明らかでない。前者であれば、秋山、石川兩名は、青森營所司令部またはその直屬機関に勤務した下士官であり、後者であれば、在青森歩兵第四旅団司令部または歩兵第五聯隊勤務の下士官であつたとも考えられる。

石川庸次郎は、慶応元年六月八日、石川保遊の長男として生れた。石川家は幕府の旗本であり、古くから上総國長柄郡上太田村に、三五〇石の知行所をもつていた。明治維新後、父の石川保遊が自己の知行所に江戸から転居したと思われる。彼はこのような同地方名門の子弟である。明治十六年二月十五日、家督を相続した。彼の陸軍入隊はその後のことであらう。しかし、入隊前そしてまた大赦放免後のくわしい動靜については、残念ならわかない。

明治三十二年七月九日、千葉県印旛郡本郷埜原村で逝去、享年三十五歳、そして同年十二月十二日、同家は絶家となつてゐる。妻子はいなかつたのであらう。墓碑は、現在、長生郡本納町上太田の法雲寺に残つてゐる。

秋山銀次郎は、慶応元年十月二十九日<sup>(2)</sup>、上総国市原郡鶴舞村に生れた。父の秋山鹿太郎は、明治五年二月調・鶴舞藩「士族卒順席人名記」に、七二〇名中二二〇人目<sup>(23)</sup>に、その名を列ねているから、彼は藩の中級武士の子弟であつたといえよう。

彼は、入隊前、すでに自由民権思想に心酔し、明治十五年の福島事件に際しては、河野広中のもとにはせまっていたとも云われている<sup>(24)</sup>。これがため、河野とはその後ながく交際がつづいた。宮城集治監に服役中は、専ら宗教、哲学の書物に親んだ。少年時代、同村の武内鶴城からわずか二年間漢学を学んだにすぎなかつた彼の学識は、禁獄中の勉学によつて、著しく進んだと思われる。

大赦によつて放免後、彼は郷里へは帰らず、九州国憲党々首佐々友房の招きをうけて熊本へ赴き、政治運動に入つた。彼が熊本市薬園町六十六番地へ分家転籍したのは、明治二十四年四月のことである。その後、佐々の主宰する九州日日新聞の編集、執筆に携り、熊本言論界で活躍した。後ちの内務大臣安達謙蔵は、佐々傘下としては、彼の後輩に当る。

しかし、政界の裏面を潔しとしなかつた彼は、それと絶縁して教育者を志し、二十七年四月から佐々が創立した熊本済々黈で漢文の教鞭を執つた<sup>(25)</sup>。三十三年三月、同校が二つに別れた際、彼は第二済々黈に入り、三十六年二月まで在職した<sup>(26)</sup>。同年五月、鹿児島県立加治木中学へ就職、大正三年四月まで在職、担任学科は、国語、漢文であつた<sup>(27)</sup>。

大正六年一月二十三日、鹿児島県始良郡加治木町本田で逝去、享

年五十三歳。「遺詞」を刻んだ墓碑は、熊本市花園町本妙寺山内延寿院にある。また、未公刊の遺著に「哲学思想開発論」<sup>(明治二十三年五月の序文あり)</sup>、「大塊偉観」<sup>(明治三十七年二月の序文あり)</sup>、「人道論」<sup>(明治末年の頭執筆)</sup>などがある。太平洋戦争に際し、南洋方面で戦死された海軍中将秋山輝男氏は、彼の嗣子である。

(1) 明治十七年五月「自由黨員名簿」千葉県の部にも、秋山、石川兩名の名前はでない(「明治史料」第一集・二五頁以下参照)。

(2) 中越新聞は明治十七年に発刊、民権思想の発表機関であつた。田為重、木村時次郎「富山県新聞史」地方別日本新聞史(一八頁)。

(3) 青森當所軍法会議である(明治十六年八月十五日・陸軍省告示第三号。法規分類大全・兵制門・陸海軍官制・陸軍(四)・九四三頁)。

(4) 青森陸軍監獄署である(明治十六年十月二十四日・陸軍省達乙第一一一号。前掲分類大全・九七二頁)。

(5) 陸軍教導団は、下士官養成の教育機関であつて、明治十八年以降は、東京日比谷から市川国府台に移転していた(松下芳夫「明治軍制史論」下巻・一一一頁)。

(6) 大阪日報は明治九年創刊、同十三年に古沢滋の社長就任後は、完全な自由民権派の新聞であつた(小野秀雄「大阪府新聞史」・前掲日本新聞史・二九二頁)。その他の地方新聞でも、青森事件を報じたものは、すくなくあつたと思われる。とくに、当時の青森で発行されていた陸奥新報は、軍法会議から直接に取材して記事を掲げたとも考えられるが、いまそれを閲覧できないことは寔に残念である。

(7) 宮城刑務所長江村儀一郎氏の御厚意により入手したものである。ここに記して厚く御礼申上げた。

- (8) 明治「二十年九月」現在で「二十一年十一月」という意味である。後掲石川の場合も同様に理解すべきである。
- (9) 明治憲法公布の大赦で、明治二十二年二月十一日勅令第一二二号による。同令第一条六号には「陸軍刑法第五十条」、「第六十二条」の罪が、大赦の対象になっている。なお、この大赦は「赦免ヲ得ヘキ罪ニ付……其執行中ニ係ル者ニ対シテハ原裁判所ノ檢察官ヨリ速ニ赦免ヲ得タル旨ヲ通知シ在監中ノ者ハ之ヲ放免スヘシ」(明治二十二年二月十一日・司法省訓令第第三号第二条)とされ、大体において二月十四、五日頃までに放免が終了している。秋山、石川の放免がそれよりややおくれたのは、原審が軍法会議であつたため、放免手續が手間取つたものと思われる。
- (10) 「自由党史」(岩波文庫版)下巻・一三四頁——一三五頁。
- (11) 大阪事件同志の企図をうけつたとするならば、その陰謀の構想は大阪事件の場合と同じであつたとみていい(前掲自由党史・一三三頁参照)。
- (12) 井上義行「陸軍刑法積義」(明治十五年)巻之三・一枚裏。
- (13) 旧刑法第八九条「重罪……所犯情状原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得」「法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ仍ホ之ヲ減輕スルコトヲ得」
- (14) 同第九〇条「酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一又ハ二等ヲ減ス」。
- (15) 陸軍刑法第四四条「普通刑法……第八十九条第九十条……ハ此刑法ニ於テ之ヲ適用ス(以下略)」。
- (16) 秋山、石川兩名の兵種階級は明らかでないが、その年令からみて下士官最下級の二等軍曹であつたと思われる。将校が反乱罪を犯せば、宣告によつて「剝官」の刑が附加された(陸軍刑法第三〇条、第六五条、第六六条参照)。下士官の場合は「將校ニ在テ剝官ヲ附加スル刑ニ該ル時ハ別ニ宣告ヲ用ヒス其官職ヲ失フ」(同前第三〇条二項)ものとされていいたから、兩名はその官を剝奪されたと思われる。
- (17) 前掲分類大全・治罪門・監獄・二八七頁。
- (18) 集治監は徒刑、流刑、禁獄の者を收容し、内務大臣の管轄であつた(明治十四年九月二十日・太政官達第八一号監獄則第三条)。仮留監は、本来は集治監に收容すべき者が、各地方監獄にあふれた実状に鑑み、兵庫、東京、宮城、三池に設けられた施設であつた(明治十七年七月八日・内務省達乙第三〇号。前掲分類大全・治罪門・監獄・二八四頁以下)。
- (19) 前掲分類大全・兵制門・陸海軍官制・陸軍(三)・四〇〇頁。
- (20) 松下・前掲軍制史論・四二頁。
- (21) 石川の戸籍上の動静は、本納町(上太田村は、現在、同町に編入されている)役場保管の戸籍簿による。
- (22) 「本納町史」(昭和十年)・九〇頁、一二七頁。
- (23) 秋山の戸籍上の動静は、南総町(鶴舞村は、現在、同町に編入されている)役場鶴舞支所並に熊本市役所保管の戸籍簿による。
- (24) 小幡重康編「鶴舞藩の沿革」(前編)・南総郷土文化研究会双書第五巻(昭和四十一年)・五九頁。
- (25) 秋山の経歴は、註記したものを除き、秋山の二男本田功氏、三男秋山邦雄氏の御教示による。その御援助に厚く御礼申上げたい。
- (26) 濟々巖高校保管文書による。
- (27) 熊本高校保管文書による。
- (28) 加治木高校保管文書による。
- (29) 後記 本稿起草に際し、本納町戸籍係関屋誠氏、同町居住山倉由三氏(元県會議員)、さらに若尾常善氏(加治木高校長)等の御援助をうけた。厚く御礼申上げたい。なお、本稿は、昭和四十一年度慶應義塾学事振興資金の援助をうけた研究の一部である。